Ⅱ 令和5年度社会福祉施設（保育所を除く）指導監査実施計画

1　指導監査の実施方針

⑴　指導監査の実施

ア　指導監査は、「一般監査」と「特別監査」に分けて実施する。

イ　一般監査は「実施監査」とし、運営等が概ね良好な法人・施設については、３年に１回とする。（児童福祉施設（障害児入所施設除く）は毎年実施）

ウ　特別監査は、運営等に問題を有する施設を対象に特定の事項について、事業主管課と合同で随時実施する。

⑵　指導事項に対する是正・改善等の措置

ア　指導事項に対する是正・改善の状況を期限を付して、改善が着実に図られることが確認できる内容の報告を求める。

（当該年度中に解決が困難な事項については、事業主管課と連携し年次改善計画を樹立させる等確実に解決するよう継続的に指導する。）

イ　一般監査において指摘された事項の改善措置が図られない場合又は特別監査の結果著しく不適切な運営が行われていることが確認できた場合は、社会福祉法及び関係通知に基づき、事業主管課が当該法人・施設の状況に応じた効果的な制裁措置を講じる。

⑶　令和５年度指導監査にあたっては、感染症による重症化リスクの高い利用者の多い高齢者施設等において実地による指導監査を行うことを考慮し、感染症による感染対策を行った上で実施する。（マスク着用、室内の換気及び距離を保ったヒアリング等）

ただし、新型コロナウィルスやインフルエンザ等の感染症の流行又は監査対象施設における当該感染症の集団発生等の事態が生じた場合は、監査実施の対応をその都度個別に判断する。

2　指導監査の主眼事項及び着眼点等

別紙「施設指導監査事項」のとおり。

3　指導監査の重点事項

⑴　身体拘束等の適正化への取組、事故発生防止等に関する取組、感染症、食中毒の防止に関する取組、虐待防止への取組が適切に行われているか。

⑵　非常災害計画の策定、訓練の実施、消防設備点検の実施等災害防止対策の充実強化が図れているか。

⑶　入所者への支援・処遇について、個別支援計画が適切に作成されているか。

⑷　入所者及び職員の健康状態を適正に管理しているか。

⑸　児童入所施設については、自動車における安全装置の設置等による置き去り事故防止の対応が適切に図られているか。